

第 3 章 審 査

第 1 節 労働組合の資格審査

1 概 況

最近 5 か年における労働組合法第 5 条の規定による労働組合の資格審査の取扱状況は、3-1 表のとおりである。

平成 27 年は、前年からの繰越しは 1 件、新規申請が 3 件となっている。

新規申請 3 件の申請理由は、不当労働行為救済申立てに係るものが 1 件、法人登記に係るものが 2 件であった。

終結状況は、適合 1 件、打切り 1 件、不適合 1 件で、残り 1 件が継続審査として平成 28 年に繰り越された。

(3 - 1 表) 労働組合資格審査の取扱状況

年次	取 扱 件 数						補 正 勧 告	終 結 件 数					次 年 繰 越 し 件 数
	前 年 繰 越 し	新 規 申 請				合 計		適 合	打 切 り	取 下 げ	不 適 合	合 計	
		委 員 候 補 者 推 薦	不 当 労 働 行 為	法 人 登 記	計								
23	—	1	1	—	2	2	—	2	—	—	—	2	—
24	—	13	1	—	14	14	—	13	1	—	—	14	—
25	—	—	1	1	2	2	—	2	—	—	—	2	—
26	—	14	1	1	16	16	—	15	—	—	—	15	1
27	1	—	1	2	3	4	—	1	1	—	1	3	1

2 労働組合資格審査申請の概要

平成27年に係属した労働組合資格審査申請の概要は、3-2表のとおりである。

(3-2表) 労働組合資格審査一覧表(係属件数4件)

事件 番号	申請組合名	組合 員数	加入上部 団 体	申 請 理 由	申 請 年月日	決 定 年月日	結 果
26- 2	X労働組合	9	フード連合	不当労働行為	H26. 6. 4	H27. 5. 28	打切り
27- 1	サンビバレッジ労働組合	5	なし	法人登記	H27. 5. 12	H27. 11. 27	不適合
27- 2	X労働組合	7	フード連合	不当労働行為	H27. 9. 1		
27- 3	JAM北東北日ピス岩手 労働組合	516	JAM	法人登記	H27. 10. 2	H27. 10. 16	適合

第2節 地方公営企業における非組合員の範囲の認定・告示

地方公営企業等の労働関係に関する法律第5条第2項の規定による、労働組合法第2条第1号に規定する者の範囲の認定・告示について、平成27年に当委員会が認定・告示を行った事案はなかった。

第3節 不当労働行為事件の審査

1 概 況

最近5か年における労働組合法第27条及び地方公営企業等の労働関係に関する法律第4条の規定による不当労働行為事件の取扱状況は、3-3表のとおりである。

平成27年は、前年からの繰越しが1件（両磐酒造事件）、新規申立てが1件（両磐酒造事件）の計2件となっている。

係属した事件のうち、両磐酒造事件（平成26年(不)第1号）は関与和解により終結し、両磐酒造事件（平成27年(不)第1号）は平成28年に繰り越された。

(3-3表) 不当労働行為事件の取扱状況

年次	取 扱 件 数			終 結 件 数								次 年 繰 越 し 件 数
	前 年 繰 越 し	新 規 申 立 て	計	取下げ・和解			命 令 ・ 決 定				計	
				取 下 げ	和 解		救 済		棄 却	却 下		
					無 関 与	関 与	全 部	一 部				
23	-	1	1	-	-	-	(1)	1 (1)	-	-	1	-
24	-	1	1	-	-	1	-	-	-	-	1	-
25	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1
26	1	1	2	-	-	-	1	-	-	-	1	1
27	1	1	2	-	-	1	-	-	-	-	1	1

注) 括弧内の数字は、審査を分離し、分離命令を発出した件数である。

2 審査の目標期間の達成状況

労働組合法第27条の18及び労働委員会規則第50条の2の規定により、労働委員会は、迅速な審査を行うため、審査の期間の目標を定めるとともに、毎年少なくとも一回、年報等により、目標の達成状況その他の審査の実施状況を公表することとされている。

(1) 審査の目標期間

労働組合法第27条の18及び労働委員会規則第50条の2第1項の規定に基づく、当委員会における審査の目標期間は、次のとおりである。

ア	団交拒否事件（申立事実が団体交渉拒否に限られる事件）	6か月
	注）審査計画策定段階において、証拠調べに多大な時間を要することが明らかな事件を除く。	
イ	通常事件（団交拒否事件以外の事件）	1年
※	申立事実が複数で、かつ団交拒否に係る申立てを含む事件について、審査を分離した場合の取扱いは次のとおりとする。	
	(ア)	団交拒否に係る部分 団交拒否事件として取り扱う。
	(イ)	団交拒否以外に係る部分 通常事件として取り扱う。

(2) 達成状況

平成27年における審査の目標期間の達成状況は次のとおりである。

また、審査の実施状況等は、3-4表から3-6表のとおりである。

- ・ 団交拒否事件
 終結した事件はなく、翌年に繰り越された。
- ・ 通常事件
 平成27年に終結した事件の審査期間は359日であり、目標期間を達成した。
 また、終結しなかった事件は、翌年に繰り越された。

(3-4表) 審査の実施状況

項目	団交拒否事件		通常事件		計
	終結	翌年繰越し	終結	翌年繰越し	
ア 係属事件数	—	1件	1件	1件	2件
イ 審査期間	—		359日		
ウ 調査の回数	—	3回	3回	3回	7回
エ 審問の回数	—	1回	5回	0回	6回
オ 尋問を行った証人及び当事者の人数	—	2人	7人	0人	9人

注1) 「審査期間」は、当該年に終結した団交拒否事件及び通常事件それぞれの平均処理日数である。

注2) 翌年に繰り越した平成27年(不)第1号事件について、労働委員会規則第41条第1項の規定により、団交拒否事件と通常事件に審査を分離したことから、「係属事件数」及び「調査の回数」の取扱いは下記①、②のとおりとした。

① 係属事件数：計において、1件とカウントした。

② 調査の回数：

審査の分離前に実施した2回分について、団交拒否事件及び通常事件のそれぞれにカウントしたが、計は実回数とした。

(3-5表) 平成27年に係属した不当労働行為事件の概要

ア 団交拒否事件

事件番号	申立年月日	処理 日数	調査 回数	審問 回数	証人数	終結 状況
	終結年月日					
平成27年(不)第1号の 1	27. 9. 1 —	一日	3回	1回	2人	繰越し

注1)「証人数」は、尋問を行った証人及び当事者の実人数である。

注2)「調査回数」には、審査の分離前に実施した2回分を含む。

イ 通常事件

事件番号	申立年月日	処理 日数	調査 回数	審問 回数	証人数	終結 状況
	終結年月日					
平成26年(不)第1号	26. 6. 4 27. 5. 28	359日	3回 (9回)	5回	7人	関与 和解
平成27年(不)第1号の 2	27. 9. 1 —	一日	3回	0回	0人	繰越し

注1)「証人数」は、尋問を行った証人及び当事者の実人数である。

注2)括弧内の数字は、前年以前に実施したものを含む実施回数である。

注3)平成27年(不)第1号の2事件の「調査回数」には、審査の分離前に実施した2回分を含む。

(3-6表) 過去5年間における審査の実施状況

年	事件 種別	係属 事件数	終結 事件数	審査 期間	調査 回数	審問 回数	証人数
23	-	1件	1件	217日	2回	4回	7人
24	団交拒否	-	-	-	-	-	-
	通常	1件	1件	101日	4回	0回	0人
25	団交拒否	1件	-	-	2回	2回	1人
	通常	-	-	-	-	-	-
26	団交拒否	1件	1件	241日	0回	0回	0人
	通常	1件	-	-	6回	-	-
27	団交拒否	1件	-	-	3回	1回	2人
	通常	2件	1件	359日	6回	5回	7人

注1)平成23年までの審査の目標期間は、事件の種別にかかわらず全て1年6カ月であった。

注2)平成27年に係属した事件のうち1件について、団交拒否事件と通常事件に審査を分離したことから、平成27年の「係属事件数」及び「調査回数」の取扱いは下記①、②のとおりとした。

① 係属事件数：

団交拒否事件と通常事件それぞれに1件ずつカウントした。

② 調査回数：

審査の分離前に実施した2回分を、団交拒否事件及び通常事件のそれぞれにカウントした。

3 新規申立ての状況

(1) 申立人別、労働組合法第7条該当号別件数

最近5か年における不当労働行為事件の新規申立件数は5件で、申立人別、労働組合法第7条該当号別件数は、3-7表のとおりである。

(3-7表) 不当労働行為事件の申立人別、労働組合法第7条該当号別件数

年次	新規申立て	申立人別			労働組合法第7条該当号別								
		組合	個人	組合個人	1	2	3	1・2	1・3	1・4	2・3	1・2・3	
23	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
24	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-
25	1	1	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-
26	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
27	1	1	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-

注) 1号(不利益取扱い) 2号(団体交渉拒否) 3号(支配介入)
4号(申立て等を理由とする不利益取扱い)

(2) 産業別、企業規模別申立件数

不当労働行為事件の産業別、企業規模別申立件数は、3-8表のとおりである。

(3-8表) 不当労働行為事件の産業別、企業規模別申立件数

年次	新規申立て	産業別申立件数							企業規模別申立件数				
		建設業	製造業	運輸業	卸売業・小売業	医療・福祉	サービス業	地公労法適用	49人以下	50～99人	100～499人	500～999人	不明
23	1	-	1	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-
24	1	-	-	-	1	-	-	-	1	-	-	-	-
25	1	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	1
26	1	-	1	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-
27	1	-	1	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-

4 係属事件の概要

平成27年に係属した不当労働行為事件の概要は、3-9表のとおりである。

(3-9表) 不当労働行為事件一覧表 (係属事件2件)

事件 番号	事件名	申立人	被申立人	申立 年月日	労組法 第7条 該当号	請求する 救済内容	調査 回数	終 結 年月日	終結 状況	担当委員	
							審問 回数			審査 委員	参与 委員
26 (不) 1	両馨 酒造 事件	X 労働組合	Y 株式会社	26. 6. 4	1・2・3	不利益取扱い禁止 医療費・慰謝料の支払 配転取消、原職復帰 支配介入排除 バックペイ 団交応諾、誠実団交 文書掲示・交付	9	27. 5. 28	関与 和解	小野寺 岡 田	(労)柴谷 (使)花上
				26. 8. 4 (追加)							
				26. 8. 27 (追加)							
				26. 9. 29 (変更)			5				

事件 番号	事件名	申立人	被申立人	申立 年月日	分離後の 事件番号	労組法 第7条 該当号	請求する 救済内容	調査 回数	終 結 年月日	終結 状況	担当委員	
								審問 回数			審査 委員	参与 委員
27 (不) 1	両馨 酒造 事件	X 労働組合	Y 株式会社	27. 9. 1 27. 9. 17 (追加)	27 (不) 1の1	2	団交応諾	3	-	係属中	小野寺 岡 田	(労)鈴木 (使)花上
								1				
					27 (不) 1の2	1	和解協定の履行 原職復帰 バックペイ 不利益取扱い禁止 組合員の隔離禁止 雇用関係終了通知 の取消	3	-	係属中		
								-				

5 審査記録

(1) 平成26年（不）第1号 両磐酒造事件 ー第208号ー

当事者	申立人	被申立人
	X労働組合	Y株式会社
<p>請求する救済内容の要旨（申立ての追加の内容も含む。）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 被申立人は、組合執行委員長A1、副委員長A2、書記長A3、組合員A4、A5、A6の計6名に対し、平成26年1月4日付けで発令した報復を目的とした突然の業務命令について、謝罪するとともに、今後組合員に対する合理的理由のない不当な業務命令は止めること。 また、合理的理由のない不当な業務命令によって平成26年1月25日午後から休業した組合員A5に対し、同日から産休開始予定日までの就業できなかった期間の賃金及び手当を支払うこと。また過酷な業務を命令し従事させたことによる、胎児と母体への危険な発病に対し、医療費の実費分と慰謝料を支払うこと。 2 被申立人は、副委員長A2、書記長A3及び組合員A4に対する平成26年4月21日付けの配転辞令及び同年8月21日に組合員A5に渡した配転辞令を取消し、即元職に復帰させるとともに、今後組合員に対する合理的理由のない不当な配転は止めること。 3 被申立人は、平成26年5月1日に事務所内で行った、組合員A4に対する嫌がらせ行為について当事者に謝罪し、今後組合員に対する嫌がらせ行為を止めること。 また、被申立人は、同年6月18日及び同年8月21日に副委員長A2に発令した指導書を即撤回するとともに、今後組合員に対する嫌がらせ行為を止めること。 4 被申立人は、前副委員長のA7の雇用延長での差別（延長年数、賃金、稼働日数）や不利な扱いを止める（非組合員の雇用延長者等と同等の待遇をする）こと。 5 被申立人は、平成25年12月25日朝に組合が連絡したストライキ解除を受け入れなかったこと、組合員全員に休業命令を出し就業させないなど、申立組合の運営を阻害し、その運営に現実に影響を及ぼすような行為をしたことは支配介入に当たるので、今後、組合に対する支配介入をしないこと。同年12月25日分と休業命令期間中の賃金カット分、通勤費カット分を支払うこと。 6 被申立人は、団体交渉の引き延ばし、資料の提出遅延、団体交渉拒否を止め、誠実に団体交渉に応じること。 7 縦1メートル、横2メートルの白紙に下記の文書を墨書し、命令交付の日から2日以内にこれを事務所内、工場内、蔵の3箇所の見やすい場所に20日間掲示すること。また、A4サイズの紙に誓約書と題して、下記の文書を墨書し組合に提出すること。 		

申立ての概要

- 1 平成26年1月4日に社長が行った業務命令は、ストライキを行った組合員と労働基準監督署へ不払い残業についての申立を行った組合員に対する報復行為であり、組合員への不利益取扱いである。
その後の同年2月10日、同年3月27日、同年3月31日の業務命令も、対象者が同じであることから前記の延長上にあり、組合員への報復を目的とした不利益取扱いである。(労働組合法第7条第1号該当)
- 2 平成26年4月21日付けの配転辞令及び同年8月21日に組合員A5に渡した配転辞令は、社長による組合員への嫌がらせであり、一連の組合の正当な活動に対する報復行為であり、組合員への不利益取扱いである。(労働組合法第7条第1号該当)
- 3 平成26年5月1日に社長が行った組合員A4への私物品確認並びに同年6月18日及び同年8月21日に社長が副委員長A2に発令した指導書面は、組合員であることを理由とした不利益取扱いである。(労働組合法第7条第1号該当)
- 4 組合員A7の雇用延長に係る差別は、組合員としてストライキを行ったことに対する報復行為であり、組合員への不利益取扱いである。(労働組合法第7条第1号該当)
- 5 ストライキ解除通知を受け入れなかったこと、組合員全員のタイムカードを取り上げ、打刻させなかったこと及びストライキを解除し就業を決めた組合員全員に休業命令書を発行し排除したという社長の対応は、組合の運営に対する支配介入である。(労働組合法第7条第3項該当)
- 6 組合に経営状況に関する資料を平成26年7月1日の団体交渉に提出せず、同年7月23日まで資料提出が遅れたこと、同年7月1日に組合が申し込んだ団体交渉を同年7月21日以前に行わなかったこと、同年7月26日の組合の団体交渉申し込みを拒否し、その後同年7月28日の組合の団体交渉に応じなかったこと、平成26年7月15日に組合が申し込んだ夏季一時金交渉を同年8月4日以前に行わなかったこと、平成26年8月12日に診断書を提出しても団交に応じていないことは、団体交渉拒否である。(労働組合法第7条第2号該当)

審査経過

平成26年

- | | |
|--------|-----------------------------|
| 6月4日 | 申立書提出
審査開始決定 |
| 6月25日 | 答弁書提出 |
| 7月9日 | 第1回調査〔争点整理等〕 |
| 7月22日 | 第2回調査〔争点整理等〕 |
| 8月4日 | 申立ての追加 |
| 8月27日 | 第3回調査〔争点整理等〕
申立ての追加(2回目) |
| 9月17日 | 第4回調査〔争点整理等〕 |
| 9月29日 | 申立ての変更 |
| 10月21日 | 第5回調査〔争点整理等〕 |
| 11月18日 | 第6回調査〔争点整理等〕 |

平成27年

- | | |
|-------|-------------------------------------|
| 1月22日 | 第7回調査〔争点整理等〕
第1回審問〔証人尋問(申立人側申請)〕 |
|-------|-------------------------------------|

2月24日	第2回審問 [証人・当事者尋問 (申立人側申請)]
3月24日	第3回審問 [当事者尋問 (被申立人側申請)]
4月16日	第4回審問 [当事者尋問 (被申立人側申請)]
	第8回調査 [和解協議]
5月14日	最後陳述書提出
5月28日	第5回審問 [最後陳述]
	第9回調査 [和解協議]
<p>本件の証人等の総数は7名、所要日数は359日であった。</p>	

(2) 平成27年(不)第1号 両警酒造事件 -第209号-

当事者	申 立 人	被 申 立 人
	X労働組合	Y株式会社
<p>本事件は、下記のとおり、団体交渉に係る部分(下記ア)と不利益取扱いに係る部分(下記イ)の審査を分離した。</p>		

ア 平成27年(不)第1号の1 両警酒造(団交拒否)事件

<p>請求する救済内容の要旨</p> <p>被申立人は、組合からの団体交渉申入れを拒否せず、誠実に対応すること。</p>
<p>申立ての概要</p> <p>平成27年6月4日に組合が申し入れた団体交渉を拒否するなどの社長の対応は、団体交渉拒否である。(労組法第7条第2号該当)</p>
<p>審査経過</p> <p>9月1日 申立、審査開始決定</p> <p>9月17日 申立ての追加</p> <p>10月2日 答弁書提出</p> <p>10月6日 第1回調査 [争点整理]</p> <p>11月10日 第2回調査 [争点整理]、審査分離、事件解決のための勧告</p> <p>12月10日 第3回調査 [審査計画]</p> <p>第1回審問 [職権 審査委員長による尋問]</p> <p>事件解決のための勧告</p>

イ 平成27年（不）第1号の2 両馨酒造（不利益取扱い）事件

請求する救済内容の要旨

- 1 被申立人は、平成27年5月28日労働委員会で締結した岩労委平成26年（不）第1号事件の和解協定書のうち、第3項、第4項、第5項(1)、第6項(1)、第7項(1)、第9項(2)、第10項、第11項を直ちに履行すること。
- 2 被申立人は、副委員長A2、書記長A3、組合員A4及びA5に対する平成27年6月15日付けの復職辞令で新たに命令した業務を取消し、直ちに元の担当業務、元の担当エリア、元の机に戻し復帰させること。
また、今後組合員に対する報復を目的とした業務命令、合理的理由のない業務命令は止めること。
- 3 被申立人は、再度、組合と雇用延長について協議し、雇用延長に関する規程を作成すること。
- 4 被申立人は、和解協定書で実施を決めた労使事前協議会（仮称）開催に向けた協議及び労使事前協議会を開催すること。
- 5 被申立人は、平成26年8月1日から平成27年5月31日までの期間、前副委員長のA6に合理的理由なく週3日の勤務を命じたことによる収入減少に対し、この期間の欠勤控除合計額564,494円を支払うこと。
また、今後組合員に対する雇用延長での差別を止めること。
- 6 被申立人は、A6に対する平成27年8月1日以降の雇用延長での差別（就労時間、雇用期間、賃金、業務内容）や不利益取扱いを止める（非組合員の雇用延長者等と同等の待遇をする）こと。
- 7 被申立人は、A2、A3、A4及びA5に対する排除行為若しくは隔離行為を直ちに止め、配転前の机を使用させること。
また、今後組合員に対する排除行為や隔離行為の嫌がらせは止めること。
- 8 被申立人は、平成27年9月5日にA6に送付した雇用関係終了通知書を取り消すこと。また、同年8月1日から復職するまでの間の給与補償として、更新前の基本給と手当を支給すること。

申立ての概要

1 和解協定の不履行

平成27年5月28日に締結したA2、A3、A4及びA5の復職等に関する和解協定を社長が遵守せず不当労働行為を継続していることは、組合員に対する不利益取扱いである。(労組法第7条第1号該当)

2 業務命令による不当労働行為の継続

業務命令によりA2、A3、A4及びA5を焼酎の詰め作業等に従事させたことは、和解協定の不履行であり、組合員に対する不利益取扱いである。(労組法第7条第1号該当)

3 排除・隔離行為

平成27年6月15日、和解協定によって復職した組合員A2、A3、A4及びA5について以前使用していた机を使用させず、机を2階の別部屋に配置したことは、排除行為及び隔離行為であり、組合員に対する不利益取扱いである。(労組法第7条第1号該当)

4 組合員A6の就業制限(平成26年分)

平成26年8月1日から平成27年5月31日までの組合員A6に対する就業制限(週3日就業)は、非組合員との差別が明らかであり、組合員に対する不利益取扱いである。(労組法第7条第1号該当)

5 組合員A6の就業制限(平成27年分)

平成27年7月31日に組合員A6に対する雇用条件を提示する等の社長の行為は、非組合員との差別であり、組合員に対する不利益取扱いである。(労組法第7条第1号該当)

6 組合員A6に対する雇用関係終了通知書

会社が組合員A6に送付した雇用関係終了通知書は、組合員に対する不利益取扱いである。(労組法第7条第1号該当)

審査経過

9月1日 申立、審査開始決定

9月17日 申立ての追加

10月2日 答弁書提出

10月6日 第1回調査 [争点整理]

11月10日 第2回調査 [争点整理]、審査分離、事件解決のための勧告

12月10日 第3回調査 [争点整理]、事件解決のための勧告

第4節 再審査事件

1 概 況

当事者が、労働委員会の発した命令に不服のある場合、労働組合法第27条の15第1項及び第2項の規定に基づき、命令書写しの交付の日から15日以内に中央労働委員会に再審査を申し立てることができる。

最近5か年における当委員会を初審とする再審査事件の係属状況は、3-10表のとおりである。

平成27年は、当委員会を初審とする再審査事件の係属事件はなかった。

(3-10表) 再審査事件の係属件数

年次	係属件数			終 結 件 数								次年繰越し件数
	前 年 繰 越 し	新 規 申 立 て	計	取下げ・和解			命 令 ・ 決 定			計		
				取 下 げ	和 解		棄 却 (初 審 維 持)	初 審 変 更			決 定	
					無 関 与	関 与		一 部	全 部			
23	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1
24	1	-	1	-	-	1	-	-	-	-	1	-
25	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
26	-	1	1	-	-	1	-	-	-	-	1	-
27	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

第5節 行政訴訟事件

1 概 況

当事者が、労働委員会の発した命令に不服のある場合、使用者は労働組合法第27条の19第1項の規定により命令書写しの交付の日から30日以内に、労働組合又は労働者は行政事件訴訟法第8条第1項及び第14条第1項の規定により6か月以内に命令の取消訴訟を提起できる。

現在、係属している当委員会命令に係る命令取消訴訟事件はない。